

狩猟鳥獣の見直し等に係る都道府県への意見照会の結果概要

I. 狩猟鳥獣について

I-1

今後、新たに狩猟鳥獣に指定するべきとされる種と、その理由。

	新規指定の要望種	追加の理由（要望種ごと）
鳥類	・ドバト（2：長野県・佐賀県）	・住民からの苦情が多い外来生物（1：長野県） ・農作物への被害があり、有害捕獲による捕獲実績があるため。（1：佐賀県）
	・アオサギ（3：長野県・鳥取県・富山県）	・農林水産業被害が問題となっているため。（1：長野県） ・生活被害等が多く、被害防止目的の捕獲許可が常に出ている地域もあるため。（1：鳥取県） ・近年、アオサギによる糞や鳴き声等の生活環境被害が増加しており、自治体による営巣木の伐採や有害捕獲等の対策を行っているが被害が減っていない。狩猟は鳥獣の計画的な管理に貢献する役割も有するため、狩猟鳥獣に指定することで個体数増加の抑制に資するものとする。（1：富山県）
	・ガビチョウ（3：長野県・静岡県・埼玉県）	・農林水産業被害が問題となっているため。（1：長野県） ・特定外来種として駆除すべき種（1：静岡県） ・特定外来生物であるため（1：埼玉県）
	・オオバン（3：長野県・滋賀県・佐賀県）	・農林水産業被害が問題となっているため。（1：長野県） ・近年、農業および生活環境被害に伴う有害捕獲件数が増加しているため。（1：滋賀県） ・農作物への被害があり、県で有害捕獲の許可を出した実績があるため。（1：佐賀県）
	・ウミアイサ（1：長野県）	・農林水産業被害が問題となっているため。（1：長野県）
	・カワアイサ（1：長野県）	・農林水産業被害が問題となっているため。（1：長野県）
	・現に有害鳥獣捕獲許可を出しているもののうち、狩猟鳥獣でないもの。（アオサギ、	・有害鳥獣捕獲許可の対象として捕獲の実績もあり、有害鳥獣は狩猟でも捕獲してほしいため。（1：新潟県）

<p>ダイサギ、ドバトなど) (1:新潟県)</p>	
<p>・特定外来生物に指定されていて狩猟期に確認されている鳥類のうち狩猟鳥獣に指定されていない種 (1:静岡県)</p>	<p>・水際対策 (早期除去) が重要のため (1:静岡県)</p>
<p>・ソウシチョウ (2:静岡県・埼玉県)</p>	<p>・特定外来種として駆除すべき種 (1:静岡県) ・特定外来生物であるため (1:埼玉県)</p>
<p>・意見なし (34:宮城県・兵庫県・徳島県・長崎県・山口県・京都府・岡山県・岐阜県・福岡県・和歌山県・大分県・愛知県・広島県・岩手県・福島県・山梨県・秋田県・高知県・東京都・青森県・茨城県・島根県・群馬県・熊本県・沖縄県・石川県・福井県・宮城県・栃木県・千葉県・大阪府・香川県・愛媛県・鹿児島県・山形県)</p>	

	新規指定の要望種	追加の理由（要望種ごと）
獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・イタチ（メス）（3：宮崎県・大分県・長野県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・オス、メスの区別が困難である。有害捕獲の際に、同一種で狩猟鳥獣と非狩猟鳥獣にわかれると、許可権者が異なり事務に支障がでる。（1：宮崎県） ・雄雌の判別が難しく、メスなら放獣オスなら捕獲というのはわな猟免許新規取得者にはハードルが高いため。（1：大分県） ・対象外の理由が不明。（1：長野県）
	<ul style="list-style-type: none"> ・キョン（1：長野県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・理由の記載なし（1：長野県）
	<ul style="list-style-type: none"> ・マスカラット（1：埼玉県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物であるため（1：埼玉県）
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物に指定されていて国内で確認されている獣類のうち狩猟鳥獣に指定されていない種（1：静岡県） 	<ul style="list-style-type: none"> 水際対策（早期除去）が重要のため（1：静岡県）
	<ul style="list-style-type: none"> ・意見なし（38：兵庫県・徳島県・長崎県・山口県・京都府・岡山県・岐阜県・福岡県・和歌山県・広島県・愛知県・岩手県・福島県・新潟県・山梨県・秋田県・高知県・東京都・青森県・茨城県・鳥取県・島根県・滋賀県・群馬県・滋賀県・沖縄県・石川県・福井県・宮城県・栃木県・富山県・千葉県・大阪府・香川県・愛媛県・佐賀県・鹿児島県・山形県） 	

I-2

今後、狩猟鳥獣の指定解除の要望のある種と、その理由。

	指定解除の要望種	解除の理由（要望種ごと）
鳥類	・ヨシガモ（5：愛知県・滋賀県・福井県・静岡県・佐賀県）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省から、観察数の少ないカモ類として狩猟自粛について毎年度依頼されており、狩猟鳥獣の指定自体を解除することが合理的であると考えられるため。（1：愛知県） ・本県のレッドデータブックで希少種に区分されているため（1：滋賀県） ・生息地が限られ、個体数も少ない。水草を採餌するなど、良好な水辺環境の指標種である。（1：福井県） ・個体数の減。ガンカモ類の生息調査の結果に基づき、狩猟を自粛しているため（1：静岡県） ・個体数が減少しており、佐賀県猟友会でも自粛を促しているため。（1：佐賀県）
	・ハシビロガモ（3：愛知県・静岡県・滋賀県）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省から、観察数の少ないカモ類として狩猟自粛について毎年度依頼されており、狩猟鳥獣の指定自体を解除することが合理的であると考えられるため。（1：愛知県） ・個体数の減少。ガンカモ類の生息調査の結果に基づき、狩猟を自粛しているため（1：静岡県） ・個体数が減少しており、佐賀県猟友会でも自粛を促しているため。（1：佐賀県）
	・クロガモ（4：愛知県・福井県・静岡県・佐賀県）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省から、観察数の少ないカモ類として狩猟自粛について毎年度依頼されており、狩猟鳥獣の指定自体を解除することが合理的であると考えられるため。（1：愛知県） ・福井県ではめったに記録がない希少種である。（1：福井県） ・個体数の減少。ガンカモ類の生息調査の結果に基づき、狩猟を自粛しているため（1：静岡県） ・個体数が減少しており、佐賀県猟友会でも自粛を促しているため。（1：佐賀県）
	・ゴイサギ（2：滋賀県・福井県）	<ul style="list-style-type: none"> ・本県のレッドデータブックで希少種に区分されているため（1：滋賀県） ・近年急激に減少し、その減少率は準絶滅危惧種に該当する。（1：福井県）
	・バン（2：滋賀県・福井県）	<ul style="list-style-type: none"> ・本県のレッドデータブックで希少種に区分されているため（1：滋賀県） ・生息地が限られ、個体数も少ない。（1：福井県）
	・ヤマシギ（2：滋賀県・福井県）	<ul style="list-style-type: none"> ・本県のレッドデータブックで希少種に区分されているため（1：滋賀県） ・福井県内の生息数が少なく、生息状況も不明な点が多いため、現状把握ができていない。生息状況が不明な種を狩猟鳥にすべきでない。（1：福井県）

・タシギ（1：滋賀県）	・本県のレッドデータブックで希少種に区分されているため（1：滋賀県）
・ニューナイスズメ（1：滋賀県）	・本県のレッドデータブックで希少種に区分されているため（1：滋賀県）
・キジ（1：大分県）	・キジの放鳥事業を促進している一方で、狩猟鳥獣に指定されている。細かい捕獲規制をかけるより、非狩猟鳥獣にしていただきたい。（1：大分県）
・ヤマドリ（1：神奈川県）	・大規模伐採・植林や本種が好む林床に生える低木、草本がニホンジカの食害により焼失する等、森林環境の返還により生息数が激減しているため。（1：神奈川県）
・意見なし（37：宮崎県・兵庫県・徳島県・長崎県・山口県・京都府・岡山県・岐阜県・福岡県・和歌山県・広島県・岩手県・福島県・長野県・新潟県・山梨県・秋田県・高知県・東京都・青森県・茨城県・鳥取県・島根県・群馬県・熊本県・沖縄県・石川県・宮城県・栃木県・富山県・埼玉県・千葉県・大阪府・香川県・愛媛県・鹿児島県・山形県）	

	指定解除の要望種	解除の理由（要望種ごと）
獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・ノイヌ、ノネコ（1：愛知県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟鳥獣である「ノイヌ」「ノネコ」は生物学的な分類ではなく、「飼主の元を離れて常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息しているかどうか」や、「市街地又は村落を徘徊しているかどうか」によって区別するものとされている。しかし、狩猟者が外観からこの区別を行うことは現実的ではなく、行動の観察を行う場合であっても、その方法や期間等は個人の感覚に委ねられており、客観的な基準とは言い難い。 狩猟鳥獣か否かは捕獲行為の違法性を判断する際の重要な要素であり、また、飼い主からはぐれた愛玩動物である可能性を排除できないまま狩猟による捕獲を行うことは社会的な問題を含んでいることから、狩猟鳥獣の選定には客観的な判別の可否が考慮されるべきであると考え。 (1：愛知県)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ（1：静岡県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマは繁殖率が低く、特に富士山麓の地域個体群は、絶滅のおそれのある地域個体群であるため、静岡県では狩猟自粛としており、被害防止目的の捕獲や管理捕獲で錯誤捕獲された場合においても放獣を前提としているため（1：静岡県）
	<ul style="list-style-type: none"> ・意見なし（41：宮崎県・兵庫県・徳島県・長崎県・山口県・大分県・京都府・岡山県・岐阜県・福岡県・和歌山県・広島県・岩手県・福島県・長野県・新潟県・山梨県・秋田県・高知県・東京都・青森県・茨城県・鳥取県・島根県・滋賀県・群馬県・熊本県・沖縄県・石川県・福井県・宮城県・栃木県・富山県・埼玉県・千葉県・大阪府・香川県・愛媛県・佐賀県・鹿児島県・山形県） 	

I-3

全国鳥類繁殖分布調査の結果等を踏まえ、個体数の減少が大きい狩猟鳥獣の「バン」「ゴイサギ」の指定解除を検討しています。この見直しに関する考えについて、下記のいずれかを選択し、理由を記載下さい。

	見直しに関する考え	該当に○	理由
バン	指定したままでよい	6 (兵庫県・岐阜県・福岡県・高知県・愛媛県・佐賀県)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更する理由がない (1: 兵庫県) ・当県の狩猟における捕獲実績がほとんどないため、狩猟において捕獲しても、個体数の減少に与える影響は少ないと考えるため。(1: 岐阜県) ・農作物被害あり。捕獲必要。(1: 福岡県) ・捕獲の実績がほとんどなく、現状で問題はないため (1: 愛媛県) ・理由の記載なし (1: 秋田県) ・ほぼ毎年有害捕獲の実績があっているため。(1: 佐賀県)
	指定を解除したほうがよい	24 (宮崎県・京都府・岡山県・和歌山県・大分県・愛知県・広島県・岩手県・長野県・新潟県・山梨県・秋田県・滋賀県・石川県・福井県・静岡県・宮城県・栃木県・千葉県・大阪府・香川県・鹿児島県・山形県・神奈川県)	<ul style="list-style-type: none"> ・理由の記載なし (4: 宮崎県・長野県・栃木県・山形県) ・生息数の減少のため。(2: 京都府・広島県・神奈川県) ・特段の反対理由がないため。(1: 岡山県) ・生物多様性の確保のため (1: 和歌山県) ・捕獲実績がここ数年ほぼ0であるため。(1: 大分県) ・調査結果を踏まえて、保護を図る必要があると考えられるため。(1: 愛知県) ・本県のレッドデータブックにおいてDランク※としている。過去3年捕獲実績なし (1: 岩手県) ・あまり姿を見ないため、狩猟鳥獣から外れても狩猟に与える影響は少ない。個体数の減少傾向が収まり、一定の数が確認できるまでは指定を解除しても良い。(1: 新潟県) ・捕獲数が少ないため。H30~0 (1: 山梨県) ・鳥獣の保護、生物多様性の観点から、指定解除が妥当。(1: 秋田県) ・本県のレッドデータブックでも希少種区分となっているため。(1: 滋賀県) ・石川県では平成10年度から個体数が少なく捕獲を禁止しているが、依然として回復傾向になく、

		<p>捕獲により生息に著しく影響を及ぼすことが予想されるため。県内では被害の報告もない。(1:石川県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内では生息地が限られ、個体数も少ない。(1:福井県) ・全国調査の結果に基づいているため(1:静岡県) ・個体数減少防止のためには、やむを得ないと思料される。(1:宮城県) ・狩猟として捕獲される数も減っているため(1:千葉県) ・貴省の考えに同じ(1:大阪府) ・個体数の減少が大きいため。(1:香川県) ・本県での狩猟による捕獲も少なく影響は少ないため(1:鹿児島県)
その他	14(長崎県・徳島県・山口県・福島県・東京都・青森県・茨城県・鳥取県・島根県・滋賀県・熊本県・沖縄県・富山県・埼玉県)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が少なく、判断できない(1:長崎県) ・狩猟による捕獲実績が少ないため、指定の解除については判断できない(1:徳島県) ・解除しても良い。捕獲実績が殆どない(1:山口県) ・近年、バンの捕獲はありませんが、指定に係る情報不足のため見直しに対する意見はありません。(1:福島県) ・指定解除とまでは言えないが、都では過去5年間狩猟実績がないため、指定解除ならばその方針に従います。(1:東京都) ・どちらでもよい(現状特に支障がないため)(1:青森県) ・どちらとも言えない。保護を図る上で必要な措置と考えるが、狩猟鳥獣としての取扱いに関して、関係団体等からの意見・要望がないため。(1:茨城県) ・本県では、生息数について情報を持っていないため判断できない。なお、狩猟実績は、過去4年間で5羽(令和元年)のみであり指定解除になっても影響はないと思われる。(1:鳥取県) ・狩猟自体が少ないため指定解除したとしても影響はあまりないが、積極的な理由がない。(1:島根県) ・全国の分布状況を踏まえ、判断すべきと考えるため。(1:滋賀県) ・狩猟での捕獲数が少ないためどちらでも良い(R2は3羽)(1:沖縄県)

			<ul style="list-style-type: none">・ 猟期の分布自体が少なく、例年狩猟による捕獲がほとんどないため、指定の有無に特段希望はない。また、指定の有無についての要望も聞いていない。(1：富山県)・ 県内における捕獲数が従来から僅少であり判断できない(1：埼玉県)・ 特に意見なし(1：熊本県)
--	--	--	--

	見直しに関する考え	該当に○	理由
ゴイサギ	指定したままでよい	9 (兵庫県・京都府・岐阜県・福岡県・岩手県・秋田県・石川県・愛媛県・佐賀県)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更する理由がない (1: 兵庫県) ・サギ類の水稲、漁業被害を考慮。(1: 京都府) ・当県の狩猟における捕獲実績がほとんどないため、狩猟において捕獲しても、個体数の減少に与える影響は少ないと考えるため。(1: 岐阜県) ・水産物被害あり。捕獲必要。(1: 福岡県) ・R2 に 80 羽有害捕獲している (1: 岩手県) ・捕獲の実績がほとんどなく、現状で問題はないため (1: 愛媛県) ・サギ類は毎年有害捕獲の実績があっているため。(1: 佐賀県) ・理由の記載なし (2: 高知県・石川県)
	指定を解除したほうがよい	20 (宮崎県・岡山県・和歌山県・大分県・愛知県・広島県・長野県・新潟県・山梨県・秋田県・滋賀県・福井県・静岡県・宮城県・栃木県・千葉県・鹿児島県・香川県・大阪府・山形県・神奈川県)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林被害が多いが有害捕獲で対応可能 (1: 宮崎県) ・特段の反対理由がないため。(1: 岡山県) ・生物多様性の確保のため (1: 和歌山県) ・捕獲実績がここ数年ほぼ0であるため。(1: 大分県) ・調査結果を踏まえて、保護を図る必要があると考えられるため。(1: 愛知県) ・個体数の減少 (1: 広島県) ・理由の記載なし (3: 長野県・栃木県・山形県) ・狩猟期に見ることが少ない。 ・有害捕獲による春期の捕獲はされている。個体数の減少傾向が収まり、一定の数が確認できるまでは指定を解除した方がよい。(1: 新潟県) ・捕獲数が少ないため。H24~0 (1: 山梨県) ・鳥獣の保護、生物多様性の観点から、指定解除が妥当。(1: 秋田県) ・本県のレッドデータブックでも希少種区分となっているため。(1: 滋賀県) ・近年急激に減少し、その減少率は準絶滅危惧種に該当する (1: 福井県)

		<ul style="list-style-type: none"> ・全国調査の結果に基づいているため（1：静岡県） ・個体数減少防止のためには、やむを得ないと思料される。（1：宮城県） ・狩猟として捕獲される数も減っているため（1：千葉県） ・貴省の考えに同じ（1：大阪府） ・個体数の減少が大きいため。（1：香川県） ・本県での狩猟による捕獲も少なく影響は少ないため（1：鹿児島県） ・採食を行う水田等の水環境の減少や集団営巣地の消失等により生息数、生息地域とも減少の傾向がみられるため。（1：神奈川県）
その他	14（長崎県・徳島県・山口県・福島県・東京都・青森県・茨城県・鳥取県・島根県・滋賀県・熊本県・沖縄県・富山県・埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が少なく、判断できない（1：長崎県） ・狩猟による捕獲実績が少ないため、指定の解除については判断できない（1：徳島県） ・解除しても良い。捕獲実績が殆どない（1：山口県） ・近年、ゴイサギは有害捕獲で十数羽が捕獲されていますが、指定に係る情報不足のため見直しに対する意見はありません。（1：福島県） ・指定解除とまでは言えないが、都では過去5年間狩猟実績がないため、指定解除ならばその方針に従います。（1：東京都） ・どちらでもよい（現状特に支障がないため）（1：青森県） ・どちらとも言えない。保護を図る上で必要な措置と考えるが、狩猟鳥獣としての取扱いに関して、関係団体等からの意見・要望がないため。（1：茨城県） ・本県では、生息数について情報を持っていないため判断できない。なお、過去4年間の狩猟実績はなく指定解除になっても影響はないと思われる。（1：鳥取県） ・狩猟自体が少ないため指定解除したとしても影響はあまりないが、積極的な理由がない。（1：島根県） ・全国の分布状況を踏まえ、判断すべきと考えるため。（1：滋賀県） ・狩猟での捕獲数が少ないためどちらでも良い(R2はゼロ)（1：沖縄県） ・猟期の分布自体が少なく、例年狩猟による捕獲がほとんどないため、指定の有無に特段希望は

			<p>ない。また、指定の有無についての要望も聞いていない。(1：富山県)</p> <ul style="list-style-type: none">・県内における捕獲数が従来から僅少であり判断できない(1：埼玉県)・特に意見なし(1：熊本県)
--	--	--	---

I-4

鳥獣保護管理法に基づいて規定されている対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限のうち、規制の緩和又は強化を要望する内容について選び、1行目の書き方の例にならって見え消しで修正の上、その理由をお答え下さい。新たに追加すべき規制に関する対象種とその内容及び理由については一番下の欄に記入してください。

禁止・制限対象鳥獣名	禁止・制限の内容			理由
	禁止/制限	禁止・制限の期間 又は 頭羽数の制限	禁止・制限の区域	
(例) ニホンジカ	制限なし	1日当り1頭	猟区の区域外	個体数の減少及び生息範囲の縮小のため
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジ（亜種コウライキジを除く。）の雌	禁止	至 令和4年9月14日	全国の区域（ヤマドリの雌にあつては放鳥獣をされたヤマドリの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジの雌にあつては放鳥獣をされたキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	
熊本県 ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジ（亜種コウライキジを除く。）の雌	禁止	至 令和4年9月14日 ※期間の延長	全国の区域（ヤマドリの雌にあつては放鳥獣をされたヤマドリの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジの雌にあつては放鳥獣をされたキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	生息状況に著しい変化が見られないため
沖縄県 ヤマドリ及びキジ (亜種のコウライキジを除く)	制限	1日当り合計して2羽	猟区の区域外	本県に生息しているコウライキジは外来種として対策しているため制限を解除していただきたい

宮城県 ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジ（亜種コウライキジを除く。）の雌	禁止	至 令和4年9月14日 令和9年9月14日	全国の区域（ヤマドリの雌にあっては放鳥獣をされたヤマドリの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジの雌にあっては放鳥獣をされたキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	個体数回復のため
神奈川県 ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジ（亜種コウライキジを除く。）の雌	禁止	至 令和4年9月14日	全国の区域（ヤマドリの雌にあっては放鳥獣をされたヤマドリの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジの雌にあっては放鳥獣をされたキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	個体数の増加及び生息範囲の拡大のため、ヤマドリは雌雄を問わず禁止とする。
キジ	制限	1日当たり5羽	猟区の区域外	
東京都 ヒヨドリ	禁止	至 令和9年9月14日	東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域	
ツキノワグマ	禁止	至 令和4年9月14日	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域	
シマリス	禁止	至 令和4年9月14日	北海道の区域	
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ	制限	1日当たり合計して5羽（網を使用する場合には、法第11条第2項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥	猟区の区域外	

及びクロガモ		獣の捕獲等をする 期間ごとに200 羽)		
滋賀県 マガモ、カルガモ、 コガモ、 ヨシガモ 、 ヒドリガモ、オナガ ガモ、ハシビロガモ、 ホシハジロ、キンク ロハジロ、スズガモ 及びクロガモ				狩猟鳥獣から指定解除することが望ましいた め。
バン	制限	1日当り3羽	猟区の区域外	狩猟鳥獣から指定解除することが望ましいた め。
ヤマシギ及びタシギ	制限	1日当り合計して5 羽	猟区の区域外	狩猟鳥獣から指定解除することが望ましいた め。
熊本県 マガモ、カルガモ、 コガモ、ヨシガモ、 ヒドリガモ、オナガ ガモ、ハシビロガモ、 ホシハジロ、キンク ロハジロ、スズガモ 及びクロガモ	制限 緩和	1日当り合計して 5羽（網を使用す る場合にあつて は、法第11条第2 項に基づき環境大 臣の定める狩猟鳥 獣の捕獲等をする 期間ごとに200 羽) ※羽数の増	猟区の区域外	当該種による農水産業への被害が相当認めら れるため

<p>佐賀県 マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びタロガモ</p>	制限なし	1日当たり合計して5羽（網を使用する場合にあっては、法第11条第2項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽）	猟区の区域外	<p>個体数を減少させ、農水産物への被害を抑制するため。</p> <p>（温暖化の影響からか、飛来数や滞在期間、ひいては農水産物への被害増が報告されているため。）</p> <p>ただし、既に個体数が減少しているヨシガモ、ハシビロガモ、スズガモ及びクロガモは除く。</p>
<p>徳島県 コジュケイ</p>	制限なし	1日当たり5羽	猟区の区域外	<p>外来種であり、制限はそぐわないと考えられるため。</p>
<p>福井県 バン※</p>	制限禁止	1日当たり3羽	猟区の区域外	<p>生息地が限られている</p> <p>※狩猟鳥獣の指定解除とならない場合</p>
<p>ヤマシギ及びタシギ</p>	制限禁止	1日当たり5羽	猟区の区域外	<p>シギ類の識別は困難で、錯誤捕獲が発生している可能性が高い</p> <p>※狩猟鳥獣の指定解除とならない場合</p>

II. 禁止猟法や新たな猟法について

新たな猟具・猟法のうち、疑義・意見があるものについてお答え下さい。

猟具・猟法	疑義・意見	理由
・スリングショット (10) ※「投石」含む。	・禁止猟法にすべき (7)	・近年スリングショットで狩猟してよいかなどの問い合わせが多く、危険であるため (1) ・弓矢と同じ理由 (1) ・現在自由猟法とされているが、誤射による人身被害も考えられるとともに、威力や精度が低く命中した鳥獣が半矢となる可能性が高く、動物愛護の観点からも問題があると考えられるため。(2) ・命中精度が悪く、誤射や器物損壊などのリスクが大きいため。(2) ・精度の高い道具を購入でき、素人でも鳥獣を捕獲できてしまうから。(1)
	・法令で規定 (規制又は法定猟具) すべき (2)	・人身への被害、錯誤捕獲、動物虐待を防ぐため、何らかの規定をすべきと考える (2)
	・自由猟法として認めていいのか。(1)	・殺傷力が低く、いたずらに負傷個体を増やしかねないと考えます。(1)

※括弧内の数字は、回答があった都道府県の数。

※スリングショット以外の意見としては下記の猟具・猟法に関する意見があったが、法令解釈上の疑義や捕獲許可等における基準についての疑義が多数であり、本検討会における論点からは削除し、法令の運用解釈等の見直しの参考とする。

(ドロップネット、硝酸塩、電気とめさし、簡易囲いわな、網はこわな、鷹狩り、ドローンに取り付けた銃器による銃猟、エッグトラップ、吹き矢、クロスボウ、吹き矢麻醉)